※こちらのご注文表は各項目の入力後にプリントアウトが可能です。

株式会社　動産社　行

ご注文表（標識用）

FAX番号　0120-002103（ゼロゼロフドーサン）
03-3944-5698

ご注文日	年　月　日	請求書払い（銀行・コンビニ）の詳細につきましては、右のバナーをクリックしてご参照ください。なお、請求書払い（銀行・コンビニ）をご選択のお客様はメールアドレスが必須となりますので下記にご記入ください。
お支払方法	◯代金引換（小切手不可） ◯銀行振込（前払い） ◯請求書払い（銀行・コンビニ） ◯自動引落ご登録済	
ご担当者	様	@
定休日	□無休　□月曜　□火曜　□水曜　□木曜　□金曜　□土曜　□日曜　□祝祭日	
ご送付先 お名前 TEL:FAXNO	〒 様 TEL　FAX	

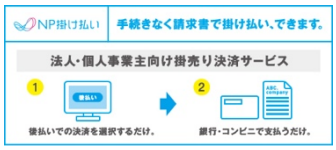

●不動産取引手数料：報酬額票/オンデマンド印刷

品名	注文番号	数量	品名	注文番号	数量
軟質アルミパネル+替紙付きセット	13 852		替紙のみ	13 852	
硬質アルミ額縁+替紙付きセット	13 852				

報酬額票全体の書体をご選択ください	◯角ゴシック体	◯丸ゴシック体	◯明朝体	◯隷書体
お名前入れご希望の際、名入れ部分の書体のご選択と社名をご記入ください	◯角ゴシック体	◯丸ゴシック体	◯明朝体	◯隷書体
	名入れ内容（社名のみ）			

下記サンプルの書体は角ゴシック体ですが、ご選択頂いた書体にてお届けいたします。

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

最終改正　（昭和四十五年十月二十三日建設省告示第千五百五十二号）

第一　定義

この告示において、「消費税等相当額」とは消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額に課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する金額をいう。

第二　売買又は交換の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者（消費税法第五条第一項の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）である場合に限る。第三から第十まで及び第十七から第十九までにおいて同じ。）が、宅地又は建物（当該宅地又は建物の価格が五百万円を超えるものに限る。）の売買又は交換の媒介に係る消費税等相当額を含まないものとする。）又は当該交換に係る宅地若しくは建物の価格（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとする。）を基礎として、当該宅地又は建物の売買に係る代金の額（当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする。）又は当該交換に係る宅地若しくは建物の価格（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとする。）に応じてそれぞれの金額に別表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を示したる金額以内とする。

二百万円以下の金額	百分の五・五
二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の四・四
四百万円を超える金額	百分の三・三

第三　売買又は交換の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、第二の計算方法により算出した金額の二倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者が第三から第九まで及び第十一から第十六までの規定により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第四　貸借の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）の合計額は、当該宅地又は建物の借賃（当該賃借に係る消費税等相当額を含まないものとする。）の一月分の一・一倍に相当する金額以内とする。この場合において、居住の用に供する建物の賃貸借の媒介に関して依頼者の一方から受けることのできる金額は、当該交換に係る宅地又は建物の価額の差があるときは、これらの価額の三分の二に相当する金額を超えてはならない。

第五　貸借の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、当該宅地又は建物の借賃の一月分の一・一倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該賃借の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が借賃の一月分の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第六　権利金の授受がある場合の特例

宅地又は建物（居住の用に供する建物を除く。）の賃貸借で権利金（権利金その他いかなる名義をもってするかを問わず、権利設定の対価として授受される金銭で、敷金その他返還を予定しないものをいう。以下この項において同じ。）の授受があるものに関する報酬の額（当該代理又は媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）は、当該代理又は媒介に係る消費税等相当額を含まないものとする。）を消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等（以下この項において「課税資産の譲渡等」という。）とみなして、第二又は第三の規定によることができる。

第七　低廉な空家等（売買に係る代金の額（当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする。）又は交換に係る宅地若しくは建物の価額のうちいずれか多い金額とする。）が八百万円以下の金額の宅地又は建物をいう。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含まないものとする。）は、第二の規定にかかわらず、当該宅地又は建物の価額に百三十三万円を乗じて得た金額以内とする。ただし、当該宅地又は建物の価額が百万円を超えるときは、これらの価額の三分の二に相当する金額を超えてはならない。

第八　低廉な空家等の売買又は交換の代理における特例

低廉な空家等の売買又は交換の代理については、宅地建物取引業者が依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、第二の規定にかかわらず、第七の規定により算出した金額の二倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第二の規定により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第九　長期の空家等の貸借の媒介における特例

その居住用建物（居住の用に供する建物をいう。以下同じ。）の賃借の媒介に関して依頼者から受ける報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この項において同じ。）の合計額については、宅地建物取引業者は、第四の規定にかかわらず、当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）の合計額については、宅地建物取引業者は、第四の規定にかかわらず、当該賃借期間が長期の空家等の賃借であるときは、当該賃借期間を基礎として算出した金額の一・一倍に相当する金額以内とする。この場合において、当該賃借期間が長期の空家等の賃借であるときは、当該賃借期間を基礎として算出した金額の一・一倍に相当する金額以内とする。

第十　長期の空家等の貸借の代理における特例

長期の空家等の賃借の代理については、次に掲げる報酬の額（第二号にあっては、その合計額）は、第五の規定にかかわらず、当該長期の空家等の賃借期間の一月分の二・二倍に相当する金額以内とする。

一　宅地建物取引業者が当該長期の空家等の貸主である依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。次号において同じ。）（当該賃借の相手方から報酬を受ける場合を除く。）

二　宅地建物取引業者が当該代理に係る賃借の相手方から報酬を受ける場合における当該賃借の相手方から受けることのできる報酬の額（当該宅地建物取引業者が当該代理に係る空家等の借主である依頼者から受ける報酬の額が当該長期の空家等の借賃の一月分の一・一倍に相当する金額以内である場合に限る。）

第十一　第二から第十までの規定によらない報酬の受領の禁止

①　宅地建物取引業者は、第二から第十までの規定によるほか、報酬を受けることができない。ただし、依頼者の依頼によって行う広告の料金に相当する額について、この限りでない。

②　消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務を免除される宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に関し受けることができる報酬の額は、第二から第十までの規定により算出した額に百十分の百を乗じて得た額、当該代理又は媒介における仕入れに係る消費税等相当額及び①ただし書に規定する額を合計した金額以内とする。

附　則

1　この告示は、昭和四十五年十二月一日から施行する。

2　昭和四十四年四月建設省告示第千百七十四号は、廃止する。

3　ことのできる報酬の額については、なお従前の例による。

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

この告示は、平成十六年二月十八日国土交通省告示第百号）

附　則（平成二十六年四月一日から施行する。

（施行期日）

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第十六条第一項において読み替えて準用する同法附則第五条第二項の規定による改正前の消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十九条に規定する税率による消費税に相当する金額を含む。）又は賃借の代理又は媒介に関して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

附　則（令和元年八月二十一日国土交通省告示第九百四十九号）

この告示は、令和六年七月一日から施行する。

附　則（平成二十年一月一日から施行する。

（施行期日）

1　この告示は、平成二十年一月一日から施行する。

2　経過措置）

この告示は、平成二十年一月一日から施行する。

附　則（平成二十年二月十八日国土交通省告示第百号）

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則（平成二十年三月二十八日国土交通省告示第百七十二号）

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則（平成二十年十二月八日国土交通省告示第三百六十三号）

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則（平成二十年十二月二十日国土交通省告示第三百六十五号）

この告示は、平成二十年一月一日から施行する。

附　則（令和元年八月二〇日国土交通省告示第四百九十三号）

（施行期日）

1　この告示は、令和元年十月一日から施行する。

2　経過措置）

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

附　則（令和六年六月二十一日国土交通省告示第九百四十九号）

この告示は、令和六年七月一日から施行する。

株式会社　動産社

お名前入れ部分